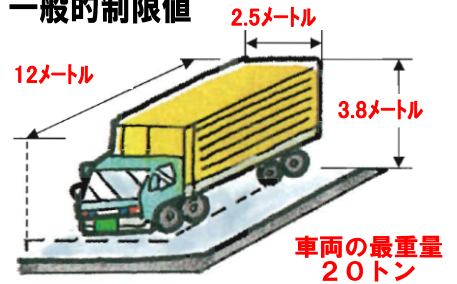




特殊車両取締が行われました

9月18日(火)、小国町の沼沢駐車帯にて長井・小国警察署のご協力のもと特殊車両の取締りが行われました。ドライバーのみなさんに法令遵守意識を持っていただくため、各地で定期的に取締りを実施しています。無許可車両や通行条件違反車両に対しては、道路構造の保全、交通の危険防止のため措置命令や指導警告を行っています。

一般的制限値



= 取締りの内容 =

① マットスケールで総重量を測定

マットスケールという特殊な装置に車体に乗せて、総重量を量ります。今回の取締りでは総重量による違反車両はありませんでした。



② 車両の実測

車体の高さ、幅、長さ、最遠軸距を測定しました。今回の取締りでは、許可値に違反している車両はありませんでした。



※写真の車両と違反車両は関係ありません。

③ 車検証、通行許可書有無の確認

車検証と、通行許可書の内容を確認しました。今回の取締りで、経路違反をしている車両が確認されました。



【車検証確認内容】

・所有者と車体の諸元(幅・高さ等)の確認。
→①②で実測した値と照合します。

【許可書確認内容】

・許可された経路にあって走行しているか
・許可された時間内で走行しているか
・許可されたトラクタとトレーラーの組み合わせで走行しているか

違反車両が道路に及ぼす影響

道路が損傷する大きな原因には、定められたルールを守らず走行すること等があげられますが、特に過積載車両が橋梁や舗装に大きな影響を及ぼします。



過積載車両による道路損傷



取締結果

調査台数 5台
内、違反台数 2台
…経路違反



※違反車両には、指導警告書が発行されました。

許可をとっていなかったり違反して通行した場合、6ヶ月以下の懲役や100万円以下の罰金を科せられることがあります。この罰則は運転手だけでなく、事業主も科せられます。

詳しくは、
山形河川国道事務所 特殊車両窓口まで
023-689-0531



～国道13号・113号を維持管理しています～

ご意見・お問い合わせは

国土交通省 山形河川国道事務所
米沢国道維持出張所

〒992-0011 米沢市中田町260-2
TEL 0238-37-5300 FAX0238-37-5303



お気軽にお電話ください!

